

## 洲本市ホームページ広告掲載取扱要綱

平成18年10月1日

告示第251号

### 目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 掲載手続（第8条—第16条）

第3章 掲載料（第17条—第19条）

第4章 雑則（第20条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この要綱は、洲本市インターネット取扱規程（平成18年洲本市訓令第23号。以下「市ネット規程」という。）第10条に規定する洲本市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

##### （広告の方式）

第2条 市ホームページに掲載する広告の方式は、掲載枠内に表示された画像を押すと、広告主の指定するウェブサイトへリンクする方式によるバナー広告（以下「広告」という。）とする。

##### （掲載基準）

第3条 広告及びそのリンク先のウェブサイトの内容（以下「広告等の内容」という。）が市ホームページに掲載するのにふさわしいかの基準は、広報すもと広告掲載取扱要綱（平成18年洲本市告示第19号）第2条の規定を準用する。

##### （掲載位置及び掲載数）

第4条 広告の掲載位置は、市ホームページのトップページ（市ネット規程第10条第2項に規定するURLのページをいう。）で、市長が指定する位置とする。ただし、市ホームページの改編等に伴い、掲載位置が変更することがある。

2 広告の掲載数は、市長が定める。

##### （掲載期間）

第5条 広告の掲載は、年度ごとに月を単位として行う。この場合において、複数月の掲載申込みを受け付けるときは、年度を越えない範囲において行うものとする。

##### （広告の規格）

第6条 広告は、静止画像に限るものとし、動画、アニメーション等画像が変化又は移動するものは不可とする。この場合において、広告の規格は次のとおりとする。

- (1) 画像の寸法 縦50ピクセル、横140ピクセル
- (2) データの容量 8KB以内
- (3) ファイル形式 GIF、JPEG又はPNG

(広告の募集)

第7条 広告の募集は、市ホームページ、広報すもと、市CATV等で行う。

- 2 広告掲載枠に空きがなくなった場合は、募集を締め切る。
- 3 広告掲載枠に空きが生じた場合は、随時第1項の規定により募集する。

## 第2章 掲載手続

(申込み)

第8条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、洲本市ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に、次条に規定する広告の原稿（以下「原稿」という。）及びその他必要な書類を添えて、市長に申し込むものとする。

- 2 市長は、前項に規定する申込みがあった場合で、特に必要と認めるときは、申込者に対し、別途資料等の提供を求めることができる。

(原稿の作成等)

第9条 申込者は、原稿を所定の方法で市長に提出しなければならない。

- 2 原稿の作成に要する費用は、申込者の負担とする。
- 3 市長は、提出された原稿及びリンク先のウェブサイトが掲載基準に抵触し、又はそのおそれがあると判断した場合は、申込者に対して修正を求めることができる。

(掲載決定)

第10条 市長は、第8条第1項の規定による申込みがあった場合は、次条に定める審査を経て、広告掲載の諾否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果を洲本市ホームページ広告掲載決定（不決定）通知書（様式第2号）により、申込者に通知する。

(洲本市ホームページ広告審査委員会の設置)

第11条 広告の掲載を適正に実施するため、次の各号の事項について審査を行う洲本市ホームページ広告審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 第3条に規定する基準（以下「掲載基準」という。）による広告掲載の諾否に関する事項

(2) その他必要と認められる事項

- 2 委員長は情報政策担当部長を、委員には、総務課長、財政課長、税務課長を充てる。
- 3 前項に規定する委員のほか、市長は、必要と認める者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 委員会の庶務は、市ホームページ主管課において処理する。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告等の内容に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の掲載により市及び第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。
- 3 広告主は、第10条の規定により決定を受けた広告掲載の権利を、他に譲渡してはならない。

(広告主の届出義務等)

第13条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は洲本市ホームページ広告申込内容変更届（様式第3号）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 広告を差し替えるとき。
  - (2) 広告のリンク先のウェブサイトの内容及びURLを変更するとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、洲本市ホームページ広告掲載申込書又は添付書類の内容に変更があったとき。
- 2 前項に規定するもののほか、広告のリンク先のウェブサイトに障害等の問題が発生した場合は、速やかに報告しなければならない。

(掲載の一時停止)

第14条 市長は、掲載された広告及びリンク先のウェブサイトが掲載基準に抵触し、又はそのおそれがあると判断したときは、広告掲載を一時停止することができる。

- 2 前項の場合、市長は広告主に内容の修正を求めることができる。

(掲載の取消し)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合、市長は広告主へ事前に通告なく、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定日までに掲載料が納付されないとき。
  - (2) 前条第2項の規定による修正が行われないうとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、広告主がこの要綱の規定に違反したとき。
- 2 前項の規定により広告掲載を取り消したときは、洲本市ホームページ広告掲載取消通

知書（様式第4号）により広告主に通知する。

（広告の取下げ）

第16条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、洲本市ホームページ広告掲載取下届（様式第5号）により、市長に届け出るものとする。

3 市長は、前項の届出の受理をもって、決定を取り消すものとし、前条第2項の例により広告主に通知する。

### 第3章 掲載料

（掲載料）

第17条 広告の掲載料（以下「掲載料」という。）は、1枠当たり月額10,000円とする。ただし、12か月分を一括して契約する場合は、年額100,000円とする。

2 広告掲載の決定を受けた後、市長が定める期日までに、広告主は一括して掲載料を納付するものとする。

（掲載料の返還）

第18条 広告掲載の決定後掲載開始前において、広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載できなかつた場合は、納付された掲載料を当該広告主に全額返還する。

2 広告の掲載開始後において、広告主の責めに帰さない事由により、広告を掲載することができなくなつた場合は、掲載決定期間の残りの月数に応じて納付された掲載料を当該広告主に返還する。ただし、月の途中で掲載することができなくなつた場合は、当該月の日数による日割りとし、1円未満は切り捨てるものとする。

3 前2項の規定により返還する掲載料には、利子を付さない。

4 次に掲げる事由により、市ホームページの公開を一時休止した場合は、その期間が1か月につき3日間以内であれば掲載料を返還しない。

（1）市ホームページの維持管理を行う場合

（2）市ホームページのサーバ機器等に障害が発生した場合

（3）天災その他非常事態発生により市ホームページの提供が困難な場合

5 掲載料の返還を受ける場合は、洲本市ホームページ広告掲載料返還請求書（様式第6号）により市長に請求するものとする。

（掲載料の不返還）

第19条 前条に規定する事由以外については、納付された掲載料は返還しない。この場合において、第14条第1項の規定により広告掲載を一時停止したときも同様とする。

#### 第4章 雑則

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（改正：平成20年2月1日告示第3号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（改正：平成21年2月10日告示第6号）

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（改正：平成23年2月10日告示第4号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。